**高梁市インターンシップに関する覚書**

高梁市（以下「甲」という。）と〇〇大学（以下「乙」という。）は、乙の要請に基づいて実施する「高梁市インターンシップ」を実施するにあたり、次のとおり覚書を締結する。

１　実施に係る基本的役割等

（１）　甲は実習生をインターンシップとして受け入れ、その期間中、実習生に対し必要な指導・助言を行う。

（２）　乙は実習生に対し、本覚書に定める事項を周知するとともに、円滑なインターンシップを進めるため必要な指導を行う。

２　実習時間、実習に係る費用負担等

（１）　実習時間は、原則として午前８時３０分から午後５時１５分までとする。このうち午後０時から午後１時までを休憩時間とする。ただし、甲が必要と認めた場合には、あらかじめ実習生の同意を得て、実習時間の変更及び上記実習時間外においての実習実施ができるものとする。

（２）　甲は実習生に対し、報酬、交通費、諸手当、食費及び滞在費等のいかなる経費も支給しない。

３　実習中の事故及び災害補償等

（１）　乙は実習に先立ち、実習生に対し、「学生教育研究災害傷害保険」及び「インターンシップ等賠償責任保険」等の災害補償保険及び賠償責任保険（以下「学生保険等」という。）に加入させるものとする。

（２）　実習中及び実習先との往復途上における事故等により実習生が傷害を負った場合は、当該実習生が加入する「学生保険等」により補償する。保険の利用等に関する必要な手続きは、乙が行うものとする。乙及び実習生は、当該保険の保険金の範囲内で甲に対する求償権を放棄する。

（３）　実習生が甲又は第三者に損害を与えた場合は、法令に従い処理するとともに、必要な補償は実習生が加入する学生保険等により補償する。この場合において、必要な補償が学生保険等による補償の範囲を超えるときは、その超える部分については当該実習生が責任を負うものとする。

４　実習期間中及び実習後における遵守事項

1. 実習生は、実習開始時間までに受入部署に登庁し、実習に関して甲の指示に従い、実習期間中は実習に専念しなければならない。
2. 実習生は実習期間中、高梁市職員としての身分は保有しないが、公務の信用を傷つけ、又は公務員全体の不名誉となるような行為が禁止されていること等に鑑み、これらに類する行為をしてはならない。

（３）　実習生は、甲の担当者が遵守すべき法令及び規則等に従うとともに、当該担当者の監督、指導及び助言等に従わなければならない。

（４）　実習の欠務は、正当な事由がある場合以外は認めない。やむを得ず欠務する場合には、事前に甲の指名した担当者に申し出て、その指示に従うこととする。やむを得ず事前の申し出ができない場合は、事後、速やかに連絡することとする。また、正当な事由による場合であっても２日以上欠務した場合、甲はインターンシップを打ち切ることができる。

（５）　乙は、乙または実習生が学会発表または論文発表等により第三者に実習の成果を公表しようとする場合は、事前に甲の同意を得て行うものとする。

５　秘密の保持

実習生は、実習により知り得た秘密について、将来にわたり乙を含めて他に漏らしてはならない。また、乙は将来にわたり実習生が実習により知り得た秘密を他に漏らさぬよう指導・監督する。

６　誓約書の提出

実習生は、インターンシップ実習に先立ち、甲に対して誓約書を提出する。

７　個人情報の目的外使用の禁止

甲は実習生の個人情報の管理について万全を期し、当該個人情報を本人の同意なく第三者に提供しない。また、当該個人情報をインターンシップ実習以外の目的には使用しない。

８　実習の打ち切り

甲は実習生が誓約書及びこの覚書に従わない場合、その他実習を継続しがたい事由が生じた場合には、実習を打ち切ることができる。その場合には、実習生へ通知するとともに速やかに乙にその旨を通知する。

９　有効期限

この覚書の有効期間は締結の日から令和８年３月３１日までとする。

10　その他

　　本覚書に定めのない事項及び本覚書に疑義が生じた場合は、その都度甲乙協議のうえ定めるものとする。

　この覚書の締結を証するため、本書２通を作成し、甲と乙が記名押印のうえ、各自１通を保管するものとする。

　令和　年　　月　　日

甲　　岡山県高梁市松原通２０４３番地

　　　高梁市

高梁市長　石　田　芳　生

乙